

議案第57号

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6年12月 3日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、県外一部医療機関における現物給付対象年齢の拡大に伴い、みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例（平成17年みやき町条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第7条第1項中「次の各号に掲げる医療機関」を「県内に所在する保険医療機関等及び県外に所在する町長が別に定める保険医療機関等」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のみやき町子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、令和7年1月1日以降診療を受けた子どもの医療費助成から適用し、同日前に診療を受けた子どもの医療費助成については、なお従前の例による。

みやき町子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 助成対象者は、次の各号により区分するものとする。</u></p> <p><u>(1) 6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者(以下「第1号対象者」という。)</u></p> <p><u>(2) 前号対象者以外の者(以下「第2号対象者」という。)</u></p> <p>(助成方法)</p> <p>第7条 町長は、<u>次の各号に掲げる医療機関</u> <u>において、この条例に定</u> <u>める医療費の助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基</u> <u>づく、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等</u> <u>に支払うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第1号対象者については、県内に所在する保険医療機関</u> <u>等及び県外に所在する町長が別に定める保険医療機関等に支</u> <u>払う。</u></p> <p><u>(2) 第2号対象者については、県内に所在する保険医療機関</u> <u>等に支払う。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(助成対象者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(助成方法)</p> <p>第7条 町長は、<u>県内に所在する保険医療機関等及び県外に所在</u> <u>する町長が別に定める保険医療機関等において、この条例に定</u> <u>める医療費の助成を行う場合には、保険医療機関等の請求に基</u> <u>づく、助成対象者に代わり助成すべき額を当該保険医療機関等</u> <u>に支払うものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p>